

(平成23年11月30日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 1 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から同年 6 月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から同年 6 月まで

私の国民年金保険料納付記録について年金事務所に照会したところ、申立期間の付加保険料については、納期限を過ぎてから納付していたため、納付とは認められないとの回答を得た。

昭和 53 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料を付加保険料と合わせて、同年 8 月 2 日に納付しているので、申立期間について付加保険料の納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収書により、申立期間を含む昭和 53 年 4 月から同年 7 月までの期間に係る国民年金の定額保険料及び付加保険料を同年 8 月 2 日付けで一括納付していることが確認できる。

一方、制度上、国民年金付加保険料を納期限までに納付しなかった場合は、納付を辞退したものとみなされることになっており、申立人の所持する領収書の領収日の時点では、納期限を経過しているため、本来、申立期間の国民年金付加保険料は納付することはできない。

しかしながら、申立期間後の昭和 53 年 7 月及び 55 年 4 月から 56 年 3 月までの期間について、定額保険料のみ納付とされていたオンライン記録が平成 23 年 6 月 22 日に付加保険料納付済みに記録が訂正されているなど当時の申立人に係る付加保険料の記録管理に不適切さが認められること、及び申立期間の国民年金付加保険料が還付された事実は認められず、申立期間の国民年金付加保険料相当額を納付し、長期間、国庫歳入金として扱われていたことは明らかであることなどの事情を踏まえれば、納期限経過

後に納付されたことを理由として、申立期間の国民年金付加保険料の納付を認めないのは信義則に反する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月  
申立期間の国民年金保険料について、A区役所で国民年金の加入手続を行い、保険料は区役所の窓口で納付した。  
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間において申立期間を除き未納は無い。

また、B市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立期間の国民年金被保険者資格の取得及び喪失記録並びに「平成7年2月28日付け再取得」の入力処理が、平成7年3月8日に行われていることが確認できることから、この頃に加入手続が行われたものと推認され、その時点では、申立期間の保険料を過年度納付することが可能である。

さらに、B市では、遡及して資格を取得した者に対しては、社会保険事務所（当時）に納付書の発行を依頼するか、又はB市が手書きの納付書を発行し、納付を働きかけていたとしていることから、申立人に対しても申立期間に係る納付書が発行され、この納付書に基づき申立人が保険料を過年度納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、B株式会社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和36年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和17年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和36年3月31日から同年4月1日まで

私は、昭和35年4月1日に株式会社AのC支店に入社し、36年4月1日に同社D出張所に転勤となった。

株式会社Aには昭和63年7月30日まで継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料も控除されていたことから、未加入期間が生じることに納得できないので申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、申立人が所持する給与諸手当支給明細書及びB株式会社が保管する人事資料により、申立人は、株式会社Aに継続して勤務し（昭和36年4月1日に株式会社AのC支店から同社D出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が所持する昭和 36 年 4 月分の給与諸手当支給明細書から確認できる厚生年金保険料控除額から、9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 36 年 4 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成8年7月は11万8,000円、9年9月は28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月1日から9年10月1日まで

株式会社Aに勤務していた期間のうち、同社B支社（所在地は、C県D市）から本社（所在地は、E県。勤務地は、F県G市）に異動になった平成8年6月から9年9月までの標準報酬月額が、支給された給与に比べて低いことが分かった。

申立期間について、源泉徴収票及び給与振込通帳を提出するので、実際の給与額に見合う標準報酬月額に記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、事業主から提出された平成8年分及び9年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿において確認できる総支給額（報酬月額）により、8年7月は11万8,000円、9年9月は28万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記源泉徴収簿で確認できる総支給額に見合う報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間に係る標準報酬月額のうち、平成8年6月及び同年8月から9年8月までの期間については、上記源泉徴収簿で確認できる総支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致又は超えていないことから、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から48年3月まで  
私の20歳からの国民年金保険料は、両親が納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、両親が納付していたはずであると主張しているところ、国民年金受付処理簿によると、申立人には、国民年金手帳が昭和49年1月31日に送付された旨の記載が確認できるとともに、申立人が所持する国民年金手帳は同日に発行されていることが確認でき、その時点で、申立期間の大部分は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の両親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年7月から41年3月までの期間及び42年4月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月から41年3月まで  
② 昭和42年4月から51年3月まで

年金記録を確認したところ、昭和40年7月から41年3月までの期間及び42年4月から51年3月までの期間が未納とされていることが分かった。

昭和47年頃、遑って国民年金に加入し、当時実施されていた特例納付制度により、36年4月分以降の未納保険料23万円を納付勧奨のため自宅に来た職員に渡したことを記憶している。

申立期間について国民年金保険料を納付したのは事実なので、納付記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和47年頃、国民年金の加入手続をし、特例納付により23万円を納付した。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、A市（現在は、B市）において昭和53年8月31日に払い出されたことが確認できることから、保険料を納付したとする47年当時は未加入であったと考えられる上、申立人が主張するように、47年に申立期間②の一部である昭和48年度以降の国民年金保険料を特例納付することは制度上できない。

また、A市が作成した申立人に係る国民年金被保険者名簿、及び国民年金被保険者台帳によれば、昭和36年4月から39年6月までの期間、41年4月から42年3月までの期間及び51年4月から53年3月までの期間に係る国民年金保険料として、合計24万7,200円を53年から55年にか

けて過年度納付及び特例納付（第3回）していることが確認でき、この額は、申立人が納付したとする金額とおおむね一致する一方、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる形跡は見当たらない上、申立期間に係る特例納付保険料額は、申立人の主張する金額と大きく相違する。

さらに、申立人に年金受給権が発生した65歳到達時における国民年金保険料の納付済月数は、申立人が昭和53年から55年にかけて過年度納付及び特例納付した期間と昭和53年4月以降（申立人が60歳に到達する前月に当たる平成8年\*月まで）の保険料納付済期間を合わせた300月となっており、A市の国民年金被保険者名簿に、「最低確保」との押印が確認できることなどから判断すると、申立人は、受給要件を満たすために必要な月数（300月）を考慮して、上記の過年度納付及び特例納付をしていたことがうかがわれる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成12年3月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月から13年3月まで  
平成11年12月から13年6月までの期間は、父親が私の国民年金保険料を定期的に納付してくれた。  
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、申立期間を含む平成11年12月から13年6月までの国民年金保険料を両親の保険料と一緒に毎月納付していたと主張しているが、国民年金の加入勧奨を2回行っても加入手続が行われなかった場合には国民年金未適用者一覧表が作成されるどころ、オンライン記録によれば、申立人について12年8月21日に一覧表作成の対象者となっていることが確認できることから、当該時点以前には申立人の加入手続は行われていなかったものと考えられる。

また、オンライン記録によれば、平成11年12月から12年7月までの両親の保険料は、同年8月21日以前にほぼ毎月納付期限内に納付されていることが確認できることから、少なくとも申立期間を含む11年12月から12年7月までの保険料は、両親の保険料と一緒に納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間直前である平成11年12月から12年2月までの期間については、厚生年金保険加入期間であるにもかかわらず納付されていた13年7月から同年9月までの保険料が、同年10月以降3回にわたって充当処理された結果、記録上納付済みとされたものであることが確認できることから、申立期間の保険料が両親の保険料と一緒に納付されていたとは考え難い。

加えて、申立期間は、電子計算機による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機による入力等、事務処理の機械化が図られていたとともに、平成9年1月から基礎年金番号が導入されたことに伴い、基礎年金番号に統合されない記録（未統合記録）が生ずる可能性が減少したことからも、行政側に記録漏れや記録誤りがあったとは考えにくい。

その上、申立人の父親は、申立人の国民年金保険料をA金融機関B支店で納付したと述べているが、同金融機関では、申立期間当時の資料は保存期限が経過したことにより現在は保存していないと回答しており、納付を裏付ける資料は確認できなかつた上、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和47年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年4月から同年8月まで  
物的証拠は所持していないが、確かに国民年金保険料を納付していた。社会保険事務所(当時)のずさんな管理で、納付していないと言われても納付できない。申立期間の国民年金保険料は確かに納付しているため、納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年4月に会社を退職後、送付されてきた納付書で国民年金保険料を納付していたと述べているが、A市の国民年金被保険者名簿(電子データ)によれば、同年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年9月17日に同資格を再取得するまでの間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、申立期間において国民年金保険料の納付書は発行されなかったものと考えられる。

また、申立期間は、電子計算機による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機による入力等、事務処理の機械化が図られていたとともに、平成9年1月から基礎年金番号が導入されたことに伴い、基礎年金番号に統合されない記録(未統合記録)が生ずる可能性が減少したことからも、行政側に記録漏れや記録誤りがあったとは考えにくい。

さらに、申立人は、申立期間を含めて、自身では、一度も国民年金の加入手続を行った記憶は無いと述べている上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から5年9月までの期間及び6年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月から5年9月まで  
② 平成6年1月

平成4年12月に会社を辞めた時、父親に国民年金の加入手続をしてもらった。

毎月父親が国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間について保険料を納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に父親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたと述べているが、A市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立期間①及び②の国民年金被保険者資格の取得及び喪失記録が、平成10年4月10日に入力処理されていることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、同年4月頃に行われたものと推認でき、その時点では、申立期間①及び②は、いずれも時効により納付することができない期間となる。

また、各申立期間は、基礎年金番号導入（平成9年1月）前の期間であることから、申立人が主張するように、申立期間当時に保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 8 月 1 日から 45 年 10 月 19 日まで  
脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間が脱退手当金支給済期間とされていることに納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の請求が行われたことをうかがわせる「脱」表示が確認できる。

また、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 45 年 12 月 16 日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、A 事業所の申立人の健康保険整理番号の前後各 50 人の被保険者の中で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後 2 年以内に資格を喪失し、かつ 3 か月以内に被保険者資格を再取得していない脱退手当金の受給要件を満たす女性 7 人のうち 5 人に脱退手当金の支給記録があり、いずれも資格喪失後 6 か月以内に支給決定されていることから、事業主による代理請求がなされていたことが推認され、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がある。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。